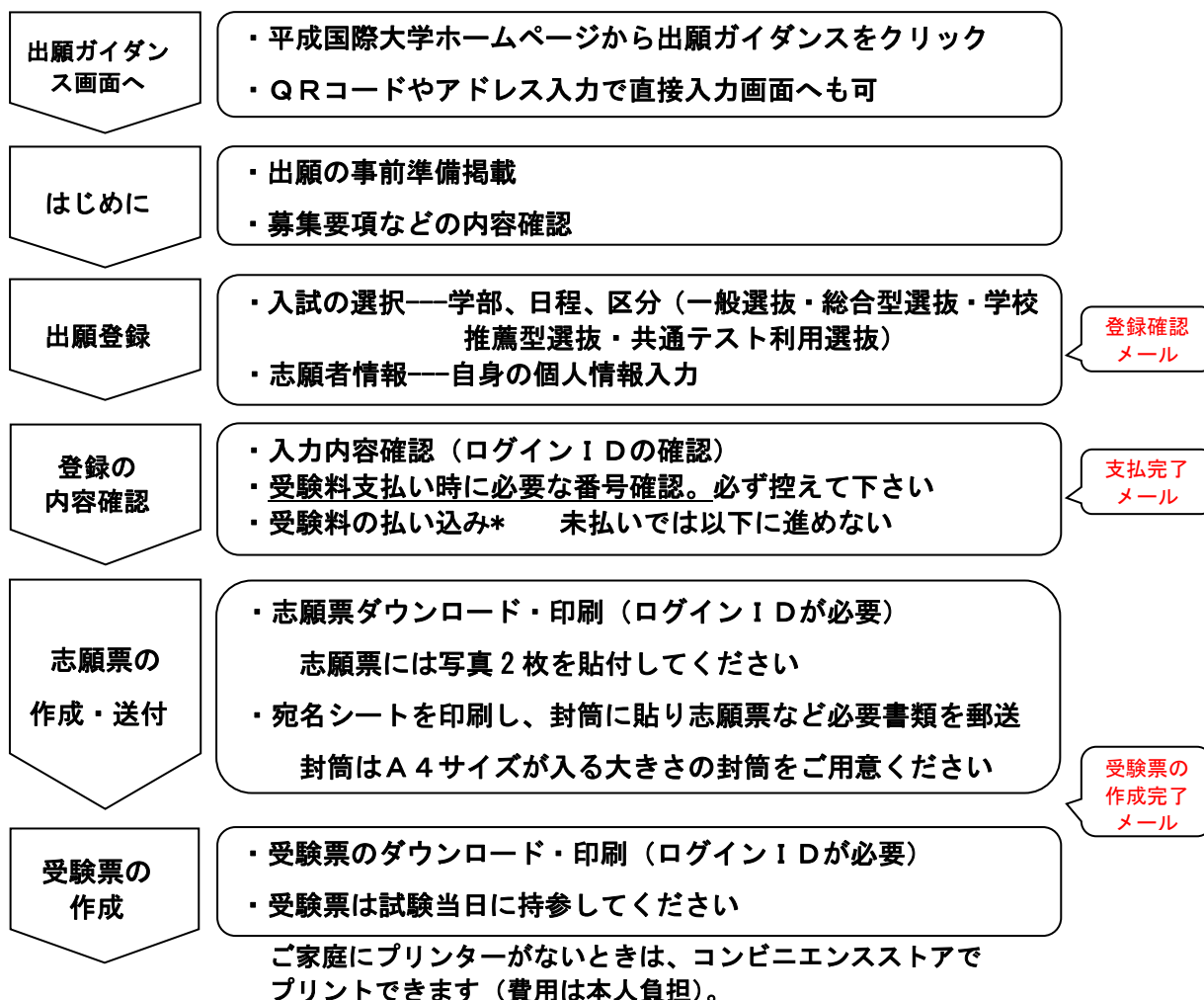


兩学部共通

【第3版】

インターネット出願について

1) 出願の手順（概要）



2) 受験料の払い込み

コンビニエンスストア払いまたは銀行でペイジー（pay easy）のしくみを利用してください。

3) 支払可能な金融機関

①主要コンビニエンスストア

（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップなど）

②銀行ATMでペイジー利用

全国主要銀行（みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそな、埼玉りそな、群馬、足利、千葉、横浜、ゆうちょ銀行など）

★利用可能な金融機関検索

<https://www.pay-easy.jp/where/index.html>

※本学の受験料支払いにクレジットカード払いは利用できません。

上記窓口における現金払いのみとなります。

4) ペイジーによる支払方法

会員登録は不要です。本学ホームページの出願ガイダンス画面から、正常に入力が終了すると、支払に必要な①収納機関番号②お客様番号③確認番号が出てきます。この番号をATMで入力して支払います。

出願登録上の注意点

出願サイトから必要事項を入力し出願書類を作成していただきますが、受験料をお支払い頂かないと次の手順に進むことが出来ません。また、受験料をお支払い頂かないまま一定時間経過後は、入力いただいた出願登録番号は無効となります。その際はお手数ですが、もう一度最初から出願登録を入力していただく必要がございます。

よくある質問 Q & A

- Q 1. 出願登録後、住所・氏名に間違いに気がりましたが、修正は出来ますか？
A 1. 登録後の修正は出来ません。間違いが発覚した際は入試係にご連絡をお願いします。
- Q 2. 複数受験ですが、受験料が割引になりませんか？
A 2. 受験料を支払った際のログインIDからログイン後、次の出願登録を進めてください。受験料が割引にならない場合、受験料をお支払いする前に、入試係にご連絡をお願いします。
- Q 3. 出願書類の郵送について、出願締切日の消印でも良いのですか？
A 3. 出願書類は締切日に郵送必着です。書類は余裕をもって郵送してください。

複数回受験する場合の出願手続きと受験料について

本学が実施する入学試験は出願資格があり、日程が重ならない限りすべて受験することができます（総合型選抜入試は各学部1回出願可能）。受験料は、同年度内であれば何回受験しても年間 35,600 円（手数料含む）が上限です。

但し、例 4 と例 5 は 1 回目で受験料支払い額が上限額に達していないため、複数回お支払い頂くので手数料分が嵩む分、支払い合計金額が異なります。
（受験料が手数料を除いて 35,000 円に達するまでは差額分を振り込んでいただく必要があります。下記の【組み合わせ例】を参照してください。）

支払いはコンビニエンスストア、銀行 A T M ペイジー利用のみ。

【 組み合わせ例 】

例 1: 公募推薦A + 一般選抜A + 一般選抜B	→ 35,600 円 + 0 円 + 0 円	(=35,600 円)
例 2: 一般選抜A + 総合型選抜Ⅳ期	→ 35,600 円 + 0 円	(=35,600 円)
例 3: 一般選抜A + 共通テスト利用A	→ 35,600 円 + 0 円	(=35,600 円)
例 4: 共通テスト利用A + 一般選抜B	→ 16,600 円 + 19,600 円	(= 36,200 円)
例 5: 共通テスト利用A + 共通テスト利用B + 一般選抜C	→ 16,600 円 + 16,600 円 + 3,600 円	(= 36,800 円)

※複数回受験する際は、最初に登録したログインIDから次の出願登録をしてください。
受験料が割引されない場合は、受験料お支払いの前に入試係にご連絡ください。

※出願期間が異なる試験に出願希望する場合は、出願サイトより必要事項を入力後、出願関係書類を速達・簡易書留で入試係宛に送付してください（郵送必着）。

但し、出願締切日当日は窓口でも受理します。入試係に事前連絡のうえ 12 時までにお持ちください。

※その他、不明な点などございましたら入試係までお問い合わせください。

両学部共通

調査書評価基準

項目	内容		総合型選抜配点 合計上限 100 点	一般選抜・大学入学共通テスト利用 選抜配点 合計上限 20 点
クラブ活動	・ 役職 ・ 成績	部長（主将）、 マネージャー、 継続した活動 全国大会優勝～ 県大会ベスト 16 以上	5～15 10～30 項目内上限 30 点	× 1/5
学校生活	・ 生徒会 ・ 文化祭、体育祭、 クラス委員 ・ 出席状況	生徒会長等 実行委員長～ 各種クラス委員 皆勤、精勤	5～15 5～15 10～15 項目内上限 30 点	× 1/5
課外活動	・ 表彰 ・ ボランティア		10～30 5～20 項目内上限 30 点	× 1/5
資格①	・ 英語検定（大学 入学共通テスト対 応）CEFRラン ク	A 1～2 B 1～2 C 1～2	20 30 40 項目内上限 40 点	× 1/2
資格②	・ 柔剣道の段位 ・ 簿記検定等 ・ ほか		5～30 項目内上限 30 点	× 1/5

この他学長が特に顕著な功績を持ち、優秀と認めた受験生は加点することがあります。
参加者が少ない全国大会は評価しないこともあります。

受験上の諸注意

- (1) 試験場内では、監督者の指示にしたがってください。
- (2) 指定された時間までに入室し、着席してください。
- (3) 試験開始後 20 分以上の遅刻は認めません。試験中の退出は認めません。
- (4) 筆記用具は、鉛筆またはシャープペンシル（HB・黒）を使用してください。また、訂正するときには、消しゴムを使用してください。なお、下敷きの使用は認めません。
- (5) 携帯電話、通信機器およびアラーム機能や辞書機能、計算機能等の組み込まれた時計の使用は認めません。
- (6) 喫煙所以外は禁煙です。
- (7) 必要な場合は各自弁当を持参してください。
- (8) 付添いの方は、指定された控室でお待ちください。
- (9) 「試験問題正解」等と称する印刷物の販売や「合格電報・電話」は、本学とは一切関係ありません。
- (10) 試験当日は久喜駅－平成国際大学間でスクールバス（無料）を運行いたします。乗車時に乗務員に受験票をお見せください。乗車場所、運行時刻は本学ホームページをご覧ください。

学業特待生制度

授業料を全額または半額免除する学業特待生制度があります。ただし、1年毎に審査があり、成績によっては、次年度以降特待生の資格を失うことがあります。

出願資格および選考方法

- (1) 出願資格
一般選抜および大学入学共通テスト利用選抜の受験者（すでに総合型選抜、学校推薦型選抜で入学手続きをされた方で、学業特待生になることを希望する方も受験できます）。
- (2) 選考方法
 - ①一般選抜での出願
→学科試験の結果および調査書を得点化し、総合的に判定します。
調査書の得点化方法はP. 25
※一般選抜での出願は、全員学業特待生選考の対象となります。
 - ②大学入学共通テスト利用選抜での出願
→大学入学共通テストの成績結果および調査書を得点化し、総合的に判定します。
調査書の得点化方法はP. 25
※大学入学共通テスト利用選抜での出願は、全員学業特待生選考の対象となります。

注意：①～②の入学試験の合否はこの選考の対象となりません。

障がいのある人の出願について

1) 障がいのある人の受験特別措置

- (1) 障がいのある人が特別の受験措置を希望する場合は、本人または代理人からの申請に基づき、障がいの種類・程度に応じて、受験に際して特別の措置を行うことがあります。
- (2) 受験特別措置を希望する人は、本学所定の協議依頼書（受験特別措置申請書）を入試係窓口で受け取り、必要事項を記入のうえ提出してください。
- (3) 受験特別措置について質問がある場合は、入試係までお問い合わせください。

2) 協議依頼書提出期限

試験日の30日前（期限後については入試係までお問い合わせください）

3) 協議方法

受験特別措置申請書に基づいて、本学において当該志願者または保護者もしくはその立場を代弁する出身学校関係者等との面談を行うことがあります。

東日本大震災及びその他の災害により罹災した 新入学生に係る入学金及び授業料の減免申請について

本学では東日本大震災及びその他の災害により被災・避難し、経済上就学が著しく困難になった新入学生に対し、申請された書類を審査のうえ、入学金及び授業料を減免する制度があります。

1) 対象者

災害により罹災した新入学生に係る入学金及び授業料の減免は、次の各号のいずれかに該当し、その学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が、災害に際して災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域に居住している者で、本学が定める家計基準で経済的に就学困難と認められる者が対象となります。

- (1) 市区町村長又は消防署長が発行する罹災証明書により、学生の学資負担者の居住する家屋等が、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等であると証明された者
- (2) 学資負担者が災害に伴い、失業するなどして著しい家計急変があり、学費納入が困難である者
- (3) 学資負担者が災害に伴い、避難生活を余儀なくされている者

※家計基準は次のとおりとなります。

- [1] 給与所得者 841 万円以下（直近の源泉徴収票の支払金額）
- [2] 給与所得者以外 355 万円以下（直近の確定申告書等の所得金額）

2) 申請方法

減免の申請を行う場合には、下記の提出書類を各入試の30日前までにご提出ください。

- (1) 入学金・授業料減免申請書（本学所定用紙）
※入試係にご請求いただくか、様式をホームページからダウンロードして、ご提出ください。
- (2) 罹災証明書
- (3) 住民票
- (4) 直近の源泉徴収票、または直近の確定申告書等
- (5) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡した場合に限る）
- (6) その他本学が必要と認める書類

3) 減免額

- ①入学金……………320,000 円
- ②入学年度に納付すべき授業料（年額）……624,000 円